

「広報ふなばし」編集業務事業者評価委員会設置要領

(設置)

第1条 「広報ふなばし」編集業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に行うため、「広報ふなばし」編集業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関する事。
- (2) 提案の審査及び評価に関する事。
- (3) 結果の公表方法に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長公室長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市長公室長
 - (2) 広報課長
 - (3) ふなばし声の広報連絡会から推薦のあった者
 - (4) ふなばし市民大学校から推薦のあった者
 - (5) 船橋市 PTA 連合会から推薦のあった者

(委員長)

第4条 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、広報課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 評価委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、市長公室広報課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項があれば別に定める。

附則 この要領は、令和6年1月15日から施行し、受託候補者が特定した日をもって失効する。